

7大総務第481号
令和7年9月29日

大刀洗町公金の支出及び職員の懲戒規程等
に関する調査特別委員会の事実関係等調査
に関する第三者調査委員会 委員各位

大刀洗町長 中山 哲志

依頼書

公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の事実関係等調査に関する第三
者調査実施要綱第2条の規定により、貴委員会に対し、下記の事項について、事実関係
の調査を行い、報告書を作成することを求めます。

1 依頼事項

令和6年12月議会で設置された「公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特
別委員会（以下百条委員会という。）」の調査に関する以下の事項

- (1) 大刀洗マルシェ「かてて」（旧さくら市場）の経理事務の妥当性について
- (2) 百条委員会の調査権の濫用と人権侵害の有無について
- (3) 職員が旅費請求にあたり宿泊証明書を自作した件の処分について

2 依頼理由

現在、百条委員会において、公金の支出に関する事務について、「かてて」（旧さくら市場）の
事務処理の妥当性が審議されています。しかしながら、「かてて」（旧さくら市場）の
位置づけや経理処理の妥当性に関して、百条委員会と町の間では事実認識に大きな違い
があります。

また、百条委員会では、「公金の支出に関する事務について」との包括的な調査事項に
関連して、百条委員会の事実認定（仮説・筋書き）に沿った形での証言を繰り返し促す
とともに、委員会閉会中も多岐にわたる記録の提出やヒアリングを求め、関係職員を精神的
に疲弊させ、通常業務に支障を生じさせている他、報道機関への情報提供に際し、
特定の個人名を出し、確定していない事実を「法令違反」と決めつけ、結果として一方的
な報道を招き、当該職員へのSNS上で誹謗中傷が拡大し、職員が不調をきたしたこと
や、一連の議会とのやりとりの中で精神的に追い詰められ病休中の職員に対し再三、証
人出頭を求め、記憶違いの一証言を取り上げ、十分な確認をしないまま、虚偽証言と認
定し刑事告発すべきと決定したことは、適正手続きを欠き、人権侵害だと感じます。

このため、これまでの「かてて」（旧さくら市場）の経理処理の妥当性や、百条委員会

による職員へのハラスメント（人権侵害）の有無を含め、検証いただきたいと考え、第三者調査委員会を設置するものです。

併せて、職員が旅費請求にあたり宿泊証明書を自作した件について、新たな疑義が生じていることから、今後、予定する大刀洗町職員分限懲戒委員会での処分案について、意見をいただきたく存じます。

以上、公正かつ中立な観点から調査・審議の上、報告いただきたく依頼いたします。